

Injury Alert（傷害速報）類似事例

首浮き輪による溺水（No.32 首浮き輪による溺水の類似事例1）

月齢4か月半女児。2012年10月16日午後11時ころ、自宅の浴室で、首浮き輪を装着した子どもだけを浴槽に入れていた。首浮き輪は、上下のベルトを装着し、空気は7割程度の入り具合であった。母親はミルクの準備をし、トイレを使用後に浴室に戻ってみると、首浮き輪から頭が抜け、児はうつ伏せになって浮かんでいた。首浮き輪の上下のベルトは外れていなかった。浴槽から児を引き上げると、全身は紫色で、目は見開いており動かなかった。胸を数回押すと口から水が出て、やがて声を出して泣き始めた。119番に連絡し、救急車で当院に搬送された。来院時、バイタルサインに問題はなく、呼吸にも問題はなかった。観察のために3日間入院した。以後の経過は良好である。

首浮き輪に関しては、最近では、顎をずらして首浮き輪の内側の縁をモグモグしている様子が見られ、その都度、顎を浮き輪に乗せるようにしていた。今回のお湯の深さは35cmで、児のつま先が浴槽の底につく深さであった。

Injury Alert（傷害速報）類似事例

首浮き輪による溺水（No.32 首浮き輪による溺水の類似事例2）

傷害発生日時：2012年11月21日 20時頃

患児：6か月 女児

傷害の経緯：

母と入浴中、患児は首浮き輪を装着して一人で湯船に入り遊んでいた。

母は洗髪で目を離していた。1-2分で音が聞こえなくなり、見たところ顔面のチアノーゼ、便失禁を認めた。浮き輪で鼻が閉塞し、口は水面下にある状態だった。浮き輪のベルトは締めていたが、やや空気が抜け気味だった。背部を叩打し、2分ほどで白色のものを嘔吐し意識が回復、10分ほどで顔色も回復した。夜間救急センターを受診し、経過観察を目的に当科に紹介入院となった。呼吸状態、血液検査、胸部レントゲン写真とも問題なく、11月23日に軽快退院した。

使用した首浮き輪は、実物を持参していただき、小児科学会および消費者庁の報告と同一のものであることを確認した。